

清瀬市クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）募集要項

1 趣旨

清瀬市（以下、「市」という。）では、気候変動適応法に基づき、市内の施設を指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター」という。）として指定し、熱中症による健康被害防止の取組みをしています。つきましては、施設の指定にご協力いただける民間施設等を募集します。

2 募集対象施設

清瀬市内において、民間事業者、団体等が管理・運営している施設。
（例：店舗、商業施設、金融機関、一般企業のオフィス、医療機関など）

3 応募要件

次の要件を満たすことができる施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有する施設
- (2) 利用者が休息するために必要かつ適切な空間の確保ができる施設（椅子等の設置ができる施設）
- (3) 環境省から「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が公表された際に速やかに情報入手できる体制にある施設

4 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日とします。ただし、運用期間中に協定を締結した場合は、締結日からの運用とします。

5 応募方法

いずれかの方法で提出してください。

- (1) LoGo フォーム

【URL】 <https://logoform.jp/form/QzsJ/1683387>



- (2) 別紙応募票に必要事項を記載の上、郵送、持参または電子メールで提出先に提出してください

【提出先】

清瀬市生涯健康部健康推進課

〒204-8511 清瀬市中里 5-842 本庁舎 2 階

TEL : 042-497-2076 E-mail : ken_sui@city.kiyose.lg.jp

6 応募から指定までの流れ

- (3) 応募票の提出
- (4) 内容の審査及び承認・クーリングシェルターとしての指定（協定締結）
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表（市公式ホームページ等）
- (6) 運用開始

7 その他

公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不適當と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない、または指定を解除する場合があります。

各施設の出入口等、見やすい場所へ市が指定するクーリングシェルターである旨の掲示をお願いいたします。（掲示物は市から配付させていただきます。）

施設の冷房設備の電気料金や開放していただけるスペースの維持管理及び利用者の対応等は各施設においてお願いいたします。（市からの補助金等はありません、各施設において対応可能な範囲でのご協力をお願いいたします。）